

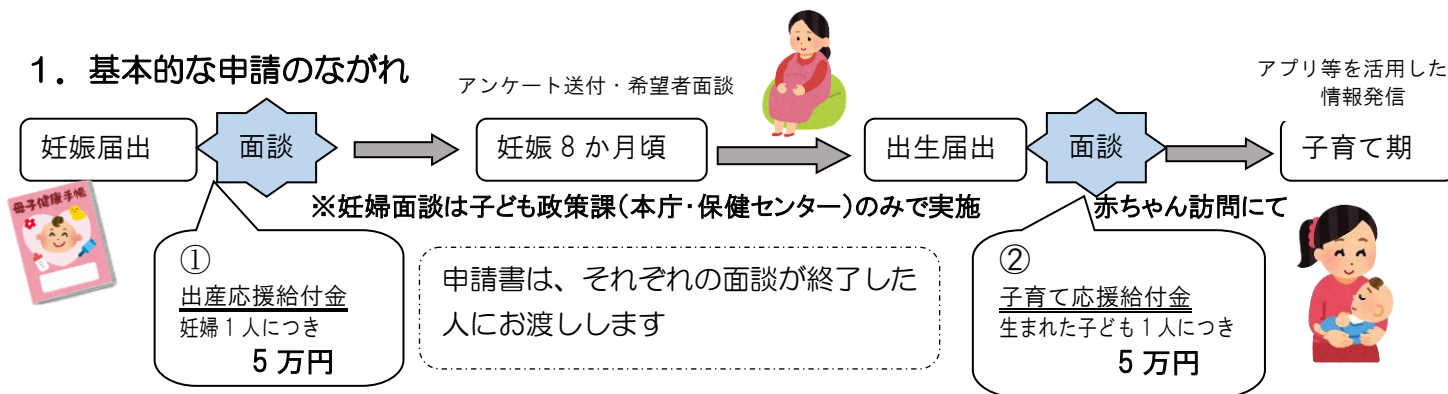
『三田市出産・子育て応援給付金』についてのお知らせ

～国の出産・子育て応援給付金～

R6.4月

妊婦の方や子育て家庭を支援する新たな取り組みとして、出産応援給付金 5 万円、子育て応援給付金 5 万円を支給します。妊娠届出時の妊婦面談や、出生届出後の赤ちゃん訪問で保健師や助産師等が面談を行い、申請書をお渡しします。(合計 10 万円の給付 ※双胎は 15 万円)

1. 基本的な申請のながれ



2. 対象者…①妊婦 ②子ども、養育者ともに申請時点において住民登録があること

①出産応援給付金…妊婦 1 人につき 5 万円

②子育て応援給付金…生まれた子ども 1 人につき 5 万円 (例：双胎の場合は 10 万円)

出生届出後、「赤ちゃん訪問」を終えた子どもを養育する人 (原則は子どもと同居する父母)

【参考】

給付金	対象者	留意点
出産応援給付金	妊娠届出のあと、面談を終えた妊婦	<ul style="list-style-type: none"> 申請書は面談時に配布 ※妊娠届出のあと流産、死産された場合も給付対象
	申請期限	出産日の前日まで
子育て応援給付金	出生届出のあと、「赤ちゃん訪問」を終えた子どもの養育者 (原則、子どもの父母)	<ul style="list-style-type: none"> 申請書は訪問時に配布 ※里帰り先で赤ちゃん訪問を受けた場合も給付対象
	申請期限	出生児が 4 か月に達する月末まで (例：4 月 1 日生まれは 8 月 31 日まで)

3. 給付金の受け取り方法

申請書に記載の銀行口座に振り込みます



【市ホームページ：出産・子育て応援給付金】

【お問合せ先】

三田市役所 子ども政策課 (三田市総合福祉保健センター 2 階)

〒669-1514 三田市川除 675

TEL: 079-559-5701 FAX: 079-559-5705

Eメール boshihoken@city.sanda.lg.jp

★裏面の Q&A もご覧ください★

Q & A



Q1 なぜ給付金がもらえるのですか？

核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊婦の方が増えています。安心して出産、子育てに臨むことができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫した支援を行います。それに伴い、経済的支援も実施する運びとなりました。

Q2 申請してから、どれくらいで入金されますか？

申請日から、概ね1か月～1か月半程度で入金します。**入金前にお知らせはしておりません。各自、通帳等で入金をご確認ください。**

Q3 妊婦面談や赤ちゃん訪問が未実施の場合も給付金の申請はできますか？

原則、面談が未実施の場合は申請できません。経済的支援だけでなく、不安等に寄り添う相談支援も目的としているため、面談が終了した人に申請書をお渡ししています。居住地や体調によっては、面談が難しい場合もあると思いますので、ご相談ください。

Q4 妊娠届出後に市外から転入した場合や、出産後に転入した場合でも申請はできますか？

申請時点で三田市に住民登録がある方に給付します。前市で面談まで終わっている方が、三田市転入後に給付金の申請をする場合は、新たに面談を受ける必要があります。同一の給付を複数の市区町村から受けることはできません。既に、他市で申請済みの場合は、三田市では申請いただけません。

Q5 妊娠届出後、流産または死産しましたが、給付の対象となりますか？

令和4年4月1日以降の妊娠届出の場合、出産応援給付金（5万円）が対象となります。また、妊娠届出のあと、妊婦面談までに流産または死産した人も給付の対象となります。その場合は面談なく、申請いただけます。

Q6 妊娠届出後や出生届出後、入院等の様々な理由により、すぐに訪問や面談を受けることができません。その場合も給付の対象となりますか？

対象となります。ご様子に合わせて対応させていただきますので、ご相談ください。

Q7 双子を妊娠しています。給付額はいくらになりますか？

出産応援給付金は妊婦1人あたり5万円、子育て応援給付金は出生児1人あたり5万となるため、合計15万円の給付となります。

Q8 海外で妊娠して帰国した場合「出産応援給付金」の対象になりますか？

出産前に**帰国し**、三田市で妊娠届出をして妊婦面談を受けた場合は、「出産応援給付金」の対象となります。対象の方は、問い合わせ先までご連絡ください。

Q9 海外で妊娠・出産して帰国した場合「子育て応援給付金」の対象になりますか？

出産後に**帰国し**、養育者も生まれたお子様も三田市に住民登録があり、面談を受けた場合は、「子育て応援給付金」の対象となります。ただし、帰国後3か月以内、この場合であっても出生児が1歳に達する日以後の最初の3月31日（令和6年3月31日までに1歳に達した児については令和7年3月31日）以降は申請できません。（例：R6.4.1までに生まれた児童→R7.3.30まで申請可、R6.4.2～R7.3.31生まれの児童→R8.3.30まで申請可） ※ただし、「出産応援給付金」は対象外となります。

